天使幼稚園でんし保育園

「新型コロナウイルス感染症」に対する今後の取扱いについて (お知らせ)

これまで、新型コロナウイルスの感染防止・拡大防止のために多くのご協力を いただきましたことに心から感謝申し上げます。

さて、報道されておりますように、新型コロナウイルス感染症は 5月8日(月) をもって、「2 類相当」から「5 類」になります。このことに伴い、以下のとお り取り扱いますのでお知らせいたします。

- 1 保育園・認定こども園における登園のめやすについて
- ○新型コロナウイルス感染症への感染が確認されたお子さんに対する<u>登園の</u> めやすは、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過す るまで」が基準となります。

なお、無症状の感染者に対する登園のめやすの取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでが基準となります。

- ①「症状が軽快」とは、「解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること」を指します。
- ②「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。(発症日・軽快日を「0日」としてカウントします。)
- ③令和5年5月8日以前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認されたお 子さんについても、同日以降は登園のめやすの基準が適用されます。
- 2 登園再開時の「療養解除届」の提出について
- ○感染が確認されたお子さんが、療養の期間を経た後、<u>登園するに当たっては、</u> 保護者から別紙「療養解除届」を保育園に提出していただく必要があります。 また、自宅等で療養を開始する際は、医療機関が発行する検査結果を証明す る書類を提出する必要はありません。

- ① 昨年末にお知らせした「季節性インフルエンザ」に対する対応と、日数等の 違いはありますが同様の対応になります。
- ②「はしか」「水ぼうそう」「おたふくかぜ」等、新型コロナとインフルエンザ以外の感染症に関する対応は従前と変わりません。(発症時と収束時に受診、医師の証明が必要です。)

3 濃厚接触者の取扱いについて

5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた方についても、今後は行動制限及びその協力要請は行われないこと等を踏まえ、次に該当するような場合であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていないお子さんについては、直ちに自宅待機の対象とする必要はなくなります。

- ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染したお子さん
- ・園で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があったお子さんのうち、感染対策を行わずに飲食を共にした子

4 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等について

これまでどおり、お子さんに発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、感染拡大防止の観点からも無理をして登園させないでください。